

本郷ふる郷普請の会規約~~（案）~~

平成19年7月19日制定

（名称）

第1条 この活動組織は、本郷ふる郷普請の会（以下「普請の会」という。）と称する。

（目的）

第2条 普請の会は、第3条の構成員による環境保全向上活動を通じ、藤枝市本郷地域に存する農地・水等の資源や地域環境の良好な保全と質的向上を図ることを目的とする。

（構成員）

第3条 普請の会の構成員は別紙1のとおりとする。

（代表等）

第4条 普請の会の役員は、会長1名、副会長1名、事務局長1名以下、別紙2のとおりとする。

- 2 役員は構成員の互選により選任し、総会の承認を得るものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、普請の会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、会長を代行する。
- 5 事務局長は、普請の会の業務を統括する。
- 6 施設維持管理部会長は、用水管理、水路補修等の業務を統括する。
- 7 広報啓発推進部会長は、啓発活動の業務を統括する。
- 8 環境保全向上部会長は、環境保全向上に向けた業務を統括する。
- 9 班長は、各班ごとの業務を統括する。
- 10 会計は普請の会の会計事務等を行い、監事は事業会計の監査を行う。

（会議）

第5条 会議は総会及び役員会とし、必要に応じ会長が召集する。

- 2 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。
 - (1) 規約の改廃
 - (2) 役員の変更
 - (3) 収支決算及び事業報告
 - (4) 収支予算及び事業計画
 - (5) その他会長が必要と認めた事項

- 3 総会は、構成員の半数以上の出席によって成立する。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
- 4 総会の議長は会長があたり、議案は出席した構成員の過半数により決定することとし、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(雑則)

第6条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

附則

この規約は、平成19年7月19日より施行する。